

新地方公会計制度実務研究会報告書の概要

※本資料は、新地方公会計制度実務研究会報告書からの要点を抜粋したものであるため、正式には、同報告書を参考のこと。
※新地方公会計制度研究会報告書(平成18年5月18日)も合わせて参照のこと。
※本資料には財務書類の様式は添付されていないので、新地方公会計制度実務研究会報告書を参照のこと。

第1部 「新地方公会計制度実務研究会報告書」をまとめるにあたって

1. 基準モデルの特徴

- (1) 地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル(以下「基準モデル」)は、企業会計実務を基に、資産、税収や移転収支など地方公共団体の特殊性を加味し、資産負債管理や予算編成への活用等、公会計に期待される機能を果たすことを目的としている。
- (2) 開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提としたもの。
- (3) なお、事務処理の負荷の軽減を図るため、固定資産の評価方法や標準的な仕訳パターンをあわせて提案している。

2. 総務省方式改訂モデルの特徴

- (1) 地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル(以下「総務省方式改訂モデル」)は、各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮し、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認めている。
- (2) このため、開始貸借対照表の整備が比較的容易であり、公有財産の整備財源情報などの情報開示が可能となるなどの特徴があるが、一方で公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題もある。
- (3) なお、資産の有効活用等の目的達成のため、売却可能資産から優先して固定資産台帳を整備するとともに、未収金・貸付金の評価情報の充実をあらかじめ意図したモデルである。

【基準モデルと総務省方式改訂モデルの特徴】

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法 (初年度期首残高)	○現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価	○売却可能資産: 時価評価
固定資産の算定方法 (継続作成時)	○発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 ○その他、公正価値により評価	○売却可能資産以外: 過去の建設事業費の積上げにより算定 ⇒段階的に固定資産情報を整備
固定資産の範囲	○すべての固定資産を網羅	○当初は建設事業費の範囲 ⇒段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	○当初は、固定資産の台帳整備及び仕訳パターンの整備等に伴う負荷あり ○継続作成時には、負荷は減少	○当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 ○継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	○開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能	○台帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	○出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	○出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

3. 両モデルによる財務書類の比較について

- (1) 両モデル間での比較を試みる場合、貸借対照表について以下のような比較用の雛形が考えられる。なお、この比較用の雛形で両者を対比する際には、両モデルが対象とする固定資産の範囲や評価方法等に差があることに留意することが必要である。

【両モデル比較用貸借対照表(普通会計)】

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産	×××	1. 固定負債	×××
(1)事業用資産	×××	(1)地方債	×××
(2)インフラ資産	×××	(2)退職手当引当金	×××
(3)売却可能資産	×××	(3)その他	×××
2. 投資等	×××	2. 流動負債	×××
(1)投資及び出資金	×××	(1)翌年度償還予定地方債	×××
(2)貸付金	×××	(2)その他	×××
(3)基金等	×××	負債合計	×××
(4)長期延滞債権	×××	純資産の部	
3. 流動資産	×××	純資産合計	×××
(1)資金	×××		
(2)未収金	×××		
資産合計	×××	負債及び純資産合計	×××

【両モデル比較用貸借対照表(連結)】

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産	×××	1. 固定負債	×××
(1)事業用資産	×××	(1)普通会計地方債	×××
(2)インフラ資産	×××	(2)公営事業会計地方債	×××
(3)売却可能資産	×××	(3)関係団体長期借入金等	×××
2. 投資等	×××	(4)退職手当等引当金	×××
(1)投資及び出資金	×××	(5)その他	×××
(2)貸付金	×××	2. 流動負債	×××
(3)基金等	×××	(1)翌年度償還予定地方債等	×××
(4)長期延滞債権	×××	(2)短期借入金	×××
(5)その他	×××	(3)その他	×××
3. 流動資産	×××	負債合計	×××
(1)資金	×××	純資産の部	
(2)未収金	×××	純資産合計	×××
(3)販売用不動産	×××		
(4)その他	×××		
4. 繰延勘定			
資産合計	×××	負債及び純資産合計	×××

4. 他の公会計基準での財務書類の作成

- (1) 基準モデル又は総務省方式改訂モデルを他の公会計基準の様式に組替えて表示することは可能である。このために予め歳入歳出データの仕訳パターンに補助科目を設定しておくこと等の対応を行うことで、追加作業の負担を軽減することが可能となる。
- (2) このため、新たに仕訳パターンを整備する地方公共団体においては補助科目の欄を設けておくことが望ましい。

5. 資産評価について

- (1) 地方公共団体における新しい公会計整備の目的の一つは、資産・債務の適正な把握と管理であり、中でも、資産価値の適切な評価は重要である。
- (2) 基準モデルにおいては、資産概念を、
 - ①将来の資金流入をもたらすもの
 - ②将来の行政サービス提供能力を有するものの2点で定義し、①の定義に合致する資産については、将来の資金流入額を資産評価の基礎とする考え方を採用し、現在価値に基づく評価を行うこととし、②の定義に合致する資産については、将来の行政サービス提供能力の基礎とする考え方を採用し、将来の行政サービス提供能力を最もよく表す評価方法である再調達原価(減価償却後)に基づく評価を行うことを原則としている。
- (3) 総務省方式改訂モデルにおいては、決算統計数値を活用して、取得原価等に基づく評価を代替的・簡便的に認めることとした上で、売却可能資産から段階的に基準モデルの考え方に移行することとしている。

6. 市町村合併を行った団体における取り扱い

合併が行われた年度(N年度)の期首(4月1日)に新設合併が行われたとみなし、合併団体等のN-1年度末の貸借対照表を合算した期首貸借対照表を作成するとともに、それを期首の金額として、合併団体の行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を作成する統一的な処理を行うこととする。

7. 連結について

- (1) 連結対象は、普通会計・公営企業会計等の地方公共団体内の会計、一部事務組合・広域連合、地方三公社、地方独立行政法人及び第三セクター等である。
- (2) 連結対象会計・法人には、法定の確定決算が存在することから、個々の会計・法人の決算を連結財務書類における統一的な取扱いに修正するのではなく、連結修正仕訳として一括して修正し、その修正仕訳の主な会計・法人別内訳を注記するものとする。

8. 財務書類の整備スケジュールについて

- (1) 平成18年8月の地方行革新指針で要請された連結財務書類4表の公表は、同指針の通知から約3年後の平成21年秋(町村等一部団体については5年後の平成23年秋)を目処としている。
- (2) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率が、平成19年度決算に基づき平成20年秋に公表されることもあり、例えば平成20年秋を目処に平成19年度決算の連結財務書類4表を(あるいは連結貸借対照表のみでも)開示するなど、早期に財務書類を整備の上、公表することが期待される。